

そとぞう



新屋英子さんの一人芝居(6ページ「このひと」)

もくじ

特集

2

多民族・多文化共生を考える

朴一さん(大阪市立大学) / 前川仁三夫さん(特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会)

4

人権随想

地域で取り組む多文化共生

田村太郎さん(特定非営利活動法人多文化共生センター大阪)

6

このひと

たくましく生きるハルモニを演じて35年

新屋英子さん(俳優・劇団野火の会)

7

NPO・草の根活動

ひまわりの会(八尾市)

摂津市人権協会第三中学校区推進委員会

8

人権相談の現場から

「外国人に関する相談」

9

シリーズ

人権尊重スキルを磨く「会議のファシリテーション講座」③

ちよんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

10

大阪府では…

人権啓発ラッピングバス

人権教育・啓発相談アドバイザー

11

お知らせ

まちを歩く【第19回】

川口居留地跡碑(大阪市)

12

人権啓発詩

「声」

12月10日は
「人権デー(Human Rights Day)」
12月4日から10日までは
「人権週間」!!

12月10日は「世界人権宣言」の第59回目の誕生日です!

多民族・多文化共生を考える

大阪府民の約40人に1人は外国籍住民。日本の植民地政策等に起因した在日韓国・朝鮮人をはじめ、さまざまな外国人が住み、労働のために日本に来る外国人も増えています。

さまざまな違いを持った人が、その違いを認めながら相互に尊重しあって、ともに暮らす地域にするために、私たちがどのように行動すべきかを考えます。

共生社会のために「差別を許さない仕組み」づくりを

ベトナム人の子どもたちに広がる「日本名」

私はさまざまな自治体で、外国籍住民のための教育指針づくりや教職員向けの指導ハンドブックの制作などに携わってきました。また、これまで数多くの学校現場を視察してきました。こうした活動を通じて、地域の教育現場では多文化共生がどんどん進んでいるのを実感します。

一方で、難民として渡日したベトナム人の子どもたちが日本名を名乗っているのを度々見かけます。在日コリアンの多くが、民族差別を回避するために、日本名(通名)使用を余儀なくさ

れている現実がありますが、ベトナム難民の子どもたちにも日本名使用者が増加しています。それを日本の学校現場が何の疑問もなく認めているのは非常に大きな問題だと思えます。日本人学生がマイケルと名乗ることは許されないのに、在日コリアンやベトナム人生徒が、差別されたくなくなら日本名を名乗ってもよろしいというのは、本末転倒な話で、差別の温存につながります。重要なことは、彼らが日本名を使わなくてもよいような学校をつくりだすことです。

意識調査で明らかになった差別の実態

2001年に大阪市がおこなった意識調査によると、韓国・朝鮮籍の人は日本名を使っているケースが圧倒的に多く、ベトナムや中国出身者も日本名を使う人が増えてきているのがわかりました。また、外国人の子どもの多くが学校で祖国の文化について学ぶ機会がほとんどないことも明らかに

なりました。新渡日の子どもたちが名前や日本語が下手だという理由でいじめられたり、祖国や民族を傷つけるようなことを言われたりする子どもも少なくありません。こうした経験から、差別を避けるために日本名を使い、祖国の文化から遠ざかろうとするのであれば、とても残念であり、この社会の責任は大きいといえます。

同じ調査で、3割の人が外国籍であることを理由に、住居や入居に関して差別を受けています。私自身も約20軒の不動産業者からあっせんを断られるという入居差別を受けた経験があります。業者の責任ももちろんですが、自治体の指導責任も問われるところです。

差別で不利益を被らない仕組みづくりを

就職差別については、大手の民間企業ではずいぶん改善されてきました。公務員でも一般職については国籍条項を撤廃する自治体が増えてきています。しかし今も正規採用されない、昇進できないといった差別的な待遇があります。より明確な基準をもうけ、外国人でも就職や昇進ができる部門をはっきりさせるべきだと思います。また、多くの自治体では消防職の国籍条項が撤廃されているのに対し、政令指定都市では撤廃が保留されているという現状があります。阪神・淡路大震災では、避難広報が日本語のみでおこなわれたため、外国籍住民に情報が伝わらず、多くの方が亡くなりました。行政区を越える消防・災害支援活動に外国籍住民が加わることは、こうした悲劇を繰り返さないためにも重要です。

逆に、外国人を積極的に受け入れた自治体が、その税金や企業活動によって、財政が潤っているという例もあります。外国人を含めた共生社会こそが、これから進む道ではないかと思えます。

人の意識は簡単には変わりません。しかし、差別をすればペナルティを受けるという条例や法律をつくれれば、差別意識を行動に移すことが難しくなります。外国人が差別によって不利益を被らない社会をどう保障するか。そのための共生社会の仕組み、インフラづくりに、行政の果たすべき役割は非常に大きいと思います。



パ
ク
イル
一さん

大阪市立大学大学院経済学研究科教授

地域活動を通じた出会いや交流のなかで育む多文化共生

制度や言葉の「壁」を感じている外国籍住民

2006年現在、富田林市には1,005人の方が外国人登録をされています。10年でおよそ2倍となりました。登録された国名は31カ国に及び、なかでも中国籍、ベトナム籍、ブラジル籍の方が増えています。こうした現状を踏まえ、2002年に市と民間グループ「地域の国際協力を進める南河内の会（通称モザイク）」が協力しあう形で「とんだばやし国際交流協会」が設立されました。

2006（平成18）年度におこなわれた富田林市の「外国籍市民アンケート調査」によると、戦前から居住するオールドカマーの人たちは、参政権や公務員採用など「制度の壁」を感じています。一方、ここ20年ほどの間に渡日したニューカマーの人たちは言葉の問題や孤独感、必要な情報が届かないといった「言葉の壁」の問題に直面していることがわかりました。

イベントや映画制作を通じて深まった人間関係

ニューカマーの人たちに対しては、日本語よみかき教室やサマースクール、交流会などのイベントを通じて日本語支援や出会いの場を提供しています。よみかき教室で日本語を習得した人たちが、通訳・翻訳スタッフとして、まだ日本語での意思疎通が十分でない人たちのサポートをしています。事故や病気、学校との話し合いなど、サポートが必要な場面はたくさんあります。富田林市の姉妹都市である中国四川省・彭州市のみなさんが来日し、歓迎会をおこなった時にも、よみかき教室の方は大活躍でした。

多文化共生をテーマにした講座に集まった人たちを中心に、映画『知らない二人』をつくったのも大きな経験でした。主役を演じたのは、スペイン人の留学生と日本人青年。富田林に住む外国籍の人たちの思いや経験を聞き取り、映画監督である金秀吉さんから映画づくりを一から教えてもらいました。地域で劇団活動をしている人たちをはじめ、多くの市民が手弁当で参加し、撮影現場は多文化共生そのものでした。

異なる文化をつなぐ「多文化ソーシャルワーカー」を

アンケート調査では、住まいや仕事を探す時、あるいは職場や地域のつきあいのなかで「差別を感じる」と答えた人が少なくありませんでした。私たちも相談を受け、話し合いに同席することがあります。地域の国際化が進む一方で、偏見や差別があるのは事実です。しかし、私たちは「助けてあげる」「代わりにやってあげる」のではなく、その人自身もつ力を発揮できる場や人とつながる場を提供することを大切にしています。

よみかき教室やイベントなどは「社会的プレッシャーを感じなくていい、安心の場」です。現在は「もう一步、日本の社会に踏み出したい」という人のために、地域の経営者などさまざまな仕事をしている人との出会いの場をつくっています。日本人のなかにも多様な考え方があることを知り、視野を広げてほしいと願っています。



まえかわ に さ お
前川 仁三夫さん

特定非営利活動法人
とんだばやし国際交流協会事務局長

外国籍市民とその他の地域住民が、ともに地域活動に関わり、地域のつながりづくりを進める中であたりまえの関係をつくっていくことが大切だと思います。その中で、社会的支援を必要とする人に関わる、ソーシャルワーカーという仕事がありますが、地域における多文化共生にも、異なる文化をもつ人をつなぐ「多文化ソーシャルワーカー」が求められているのではないのでしょうか。

多民族・多文化共生は、それぞれが持つ違いを認めるところからはじめます。その違いを地域や社会が認めて受け入れるために、一人ひとりの認識はもとより、地域活動などのつながりの中で制度や言葉の「壁」を乗り越える取り組みを行なうこと、そしてその「壁」を解決していくための社会の仕組みを作っていくことが、これからの多民族・多文化共生社会づくりに必要であることを改めて考えさせられました。

地域で取り組む多文化共生



たむら たろう
田村 太郎さん
(特定非営利活動法人
多文化共生センター
大阪代表理事)

1. 外国人住民がおかれている人権状況

残念ながら、この10年ほどで、外国人住民の人権状況は改善されただどころか、よりひどくなってきたと言わざるを得ません。とりわけ深刻なのが雇用です。事実上の労働者でありながら「研修・技能実習生」として来日する外国人の増加で、それまでに来日した外国人労働者は職を失ったり、条件が厳しくなったりしています。研修・技能実習生自身も、研修とは名ばかりで、1日中低賃金の労働に従事させられたり、逃亡防止と称してパスポートを取り上げる、賃金の一部を強制的に貯金させる、といった不当な行為を受けています。

日系ブラジル人をはじめとして、日本で暮らす外国人の増加のきっかけとなったのが、1990年の出入国管理及び難民認定法改正です。それから17年の月日がたち、当初は単身のいわゆる「出稼ぎ」労働者が中心だった外国人住民も、子どもを呼び寄せたり、あるいは高齢化したりしています。以前は外国人は国民年金に加入できなかったため、在日コリアンの高齢者や障がい者に無年金の方々がおられることはよく知られていると思いますが、最近では、いわゆるニューカマーの外国人住民の中でも、無年金となって地域で暮らしている方も現れています。雇用が短期契約である場合も多く、雇用主が年金や健康保険に加入させていないのです。多くのブラジル人が暮らす浜松市が2006年に行った実態調査では、外国人住民の年金加入率はわずか10.6%でした。同じ調査では、健康保険の加入率も44.0%となっています。

子どもの問題も深刻です。文部科学省は外国籍の児童生徒には就学の義務がないとしており、義務教育年齢にある児童生徒が入学を希望する場合には認めるが、就学しない場合でも保護者に指導を行ったりすることはありません。ですので、在籍しているのに学校に通わない「不登

校」ではなく、学籍そのものがない「不就学」の児童生徒が生じています。全国的な調査は行われていませんが、各地の調査を見る限り、多ければ就学年齢にある子どものうち20~30%は不就学であると思います。文部科学省は2006年度に11の自治体に委託して不就学調査を行いました。その結果では不就学率は1.1%となっています。ところが、外国人登録がありながら居住が確認できなかった子どもが17.5%で、この数字は不就学にはカウントされていません。同じ調査では不就学の理由を尋ねていますが、トップは「学校に行くお金がないから」。「兄弟姉妹の世話をするから」という回答も3.0%あります。また学校に行かずに何をしているのかの回答では「仕事・アルバイトをしている」が20.2%もありました。実際、2006年半ばあたりから児童労働の摘発が相次いでいます。

就学年齢にありながら働いている子どもは、アフリカやアジアの話だと思っている人も多いでしょうが、日本国内での児童労働にはあまり関心が示されていません。しかし明らかにこの10年で、日本国内で働く外国人の子どもたちは増えているのです。

研修生の労働現場では強制労働と見まちがう行為が横行し、学校に行かずに働いている子どもも増えているというのは、放置しがたい問題です。また、このまま不安定で不当な雇用慣行を続けていけば、無保険のために医療機関に行けない外国人住民や無年金の外国人住民が増加してしまいます。

2. 地域における多文化共生の取り組み

こうした事態を重くみた外国人人口が多い自治体では、生活情報を多言語に翻訳したり、相談員を配置するとともに、国に制度上の不備を指摘したり、外国人を雇用する企業へ協力を求めたりしています。2001年には日系ブラ

ジル人が多く暮らす13の市町が集まって「外国人集住都市会議」を結成し、居住実態すらわかりにくい現行の外国人登録制度の見直しや、就学の義務化、日本語指導体制の拡充などの教育政策の充実などを国に提言する活動を行っています。2007年には23の市町に拡大しました。

外国人集住都市会議の提言などを受け、自治体政策を担当する総務省は2006年3月に「地域における多文化共生推進プログラム」をとりまとめました。これまでは「やってもやらなくてもよかった」自治体の外国人住民施策を体系的に示し、「国際交流」「国際協力」に続く自治体による国際化施策の3つ目の柱に「多文化共生」において、計画的・体系的に施策を実施するよう、全国の自治体に通知を出しました。

地域における多文化共生の取組みは、そのプログラムの中では、大きく「コミュニケーション支援」「生活支援」「地域づくり」「推進体制の整備」の4つに分かれます。「コミュニケーション支援」とは、日本語習得支援や多言語による翻訳・通訳の支援を指し、地域で日本語教室を開催したり、多言語での情報提供や相談窓口の設置、通訳者やソーシャルワーカーを派遣したりするといった活動が各地で展開されています。「生活支援」とは、制度や文化的なちがいにより固有の施策が必要な生活面でのサービスのことを指します。医療や労働、災害時対応など、日本人と同様の施策があるだけでは同様の結果が期待できない分野において、例えば外国人住民を対象とした健康診断や防災訓練、進路ガイダンスを開催する、といった活動が挙げられます。「地域づくり」とは、地域全体で多文化共生社会を築こうとする気運を高めていくことを指します。多文化共生への気づきを促したり、外国人コミュニティの形成をサポートしたりする活動などが、各地で展開されています。最後の「推進体制の整備」は、基本計画や基本指針、条例などを整備したり、自治体内部での推進会議の設置や、地域の関係機関との協働によるネットワークを立ち上げたりして、推進体制を整えようというものです。

さらに2006年5月には政府の経済財政諮問会議が「グローバル戦略」という文書の中で、都道府県および政令都市における多文化共生推進プランの策定を2006年度中に達成すべき政策の目標として位置づけました。また8月にはいわゆる「骨太の方針」の中でも、多文化共生の推進は日本がめざすべき方向性として示されるに至りました。これまでは自治体やNPOがあれこれ模索しながら外国人住民の課題解決に取り組んできましたが、ここ2年ほどで多文化共生を取り巻く政策的な環境は大きく変化しています。2007年6月には宮城県において日本で初めてとなる「多文化共生推進条例」が成立しています。

3. 「何をすべきか」から 「どのようにすべきか」へ

最後に市民の役割について考えてみましょう。政府や自治体では、大きな方向性を示したり、予算をつけて施策を展開したりすることはできますが、そうした施策・政策を地域で実践していくには、それぞれの分野で専門性を持った人材が必ず必要となります。例えば「日本語教育を充実させよう」と首相が言ってみたとところで、地域で日本語を教えることができる人材がたくさんいなくては政策を実現することはできません。多文化共生という分野においてはまさに「何をすべきか」という議論から「どうすべきか」という議論へ、ポイントが移動している状態です。

地域で多文化共生社会を形成していくためには、そんな人材が何人ぐらい必要で、その人材はどのように育成すればいいのか、という具体的な議論を進めていく必要があります。「鎖国か開国か」というような抽象的な議論ではなく、児童労働をなくすにはどうすればいいのか、外国人だというだけで不安定な雇用が続いている状況をどのように解決すればいいのか。自治体、企業、そして当事者である外国人住民を含んだ市民が、ともに地域の目線で丁寧な議論を積み重ねていくことが大切だと思います。

用語解説

● 出入国管理及び難民認定法

出入国や外国人の在留資格や手続き、難民認定などを定めた法律。1990年の改正で、在留資格が再編され、いわゆる「不法就労」をさせた事業主への罰則を定めるとともに、日系人労働者に限って就労制限が撤廃され、これにより日系人労働者が増加した。



しん や えい こ
新屋 英子さん

(俳優・劇団野火の会)



たくましく生きる ハルモニを演じて35年

在日一世の女性の半生に衝撃を受ける

2073回。これは、新屋英子さんが一人芝居「身世打鈴」を演じた回数である(2007年11月現在)。1973年4月29日の初演は、喫茶店につくられた小さな舞台だった。以来、学校の講堂や市民ホール、結婚式の会場から旧大阪ドームまで、求められれば衣装や小道具を詰めたバッグを提げてどこへでも出向き、演じてきた。

「身世打鈴」は、厳しい差別のなかを生き抜いてきた在日一世のハルモニ(おばあさん)、申英淑が語る身の上話である。在日朝鮮人女性の半生の聞き書きをまとめた本がきっかけで生まれた創作劇だ。本を読み、「こんな人生があるのか」と「体に稲妻が走るような」衝撃を受けた新屋さんは、著者の了解を得て、自ら台本を書いた。

「日本と朝鮮の歴史もほとんど知らなかったから、一から勉強しました。そして、日本がどれだけひどいことをしてきたかを知っていったんです」

軍国少女から一転、芝居の道へ

同時に脳裏に蘇る記憶があった。小学校時代、同じクラスに朝鮮人の女の子が2人いた。ひときわ貧しい身なりで、教師までもが差別的に接していた。新屋さんはかばったこともあったが、「かばうことで、みんなからよく思われたいという気持ちがあったんです。かわいそうな子と見下してもいたと思います」とかつての自分を振り返る。「人間、優越意識が一番いけない。自分は人より優れているという意識が差別を生み出すんです」

本気で神風を信じる軍国少女でもあった。16歳で陸軍師団司令部の試験を受け、下士官待遇で女

子軍属となった。「“女ながらも軍隊で働いている”と、ここでも優越意識で鼻高々でした」

しかし敗戦直後、威張っていた将校たちが我先にと物資を持ち逃げする姿を見て、権力者の浅ましさに心底、幻滅した。民主主義や女性運動に触れ、生来の正義感が沸き立った。新劇運動が活発になり、演劇好きだった新屋さんは仕事を辞めて芝居の道を志すことを決意する。その頃、芝居や文学への情熱を語り合える鶉野昭彦さんと結婚。ふたりの子どもを育てながら女優として活躍した。そして45歳の時に「身世打鈴」が生まれたのである。

差別を笑い飛ばし、 たくましく生きる姿を伝えたい

日本人の自分が演じることに不安はあった。だから「なんや、日本人がやると聞いたけど、朝鮮人やないか」と在日の男性客がもらした言葉を聞いた時は、



「やった!」と心の中で叫んだ。多くのハルモニと出会い、親交を深めてきた。今は迷いも不安もない。1回1回の舞台で申英淑として生き、「トンイルマンサー!(統一万歳)」と叫ぶ。また、鶉野さんとともにマイノリティに視点を置いた数々の芝居を創作している。

「でも、差別の悲惨さを涙で伝えるような芝居はしたくないんです。私が出会った人たちは、ひどい差別を受けながらもたくましく、時には笑い飛ばしながら生きてきはった。そんな姿を伝えたい。そこから観た人なりに何かを感じ取ってもらえたらと思います」。新屋さんはそう言葉を結んだ。

NPO・草の根活動**ひまわりの会（八尾市）**

ひまわりの会は1984（昭和59）年八尾市ボランティアスクールの受講生達で発足しました。現在、構成人員は男3名、女27名で活動しています。

会員相互の理解と協力のもとに高齢者及び障害者（児）の福祉向上に努めることを目的としています。

活動内容は

- ※障害者（児）団体の行事の援助
- ※老人ホーム等福祉施設での活動
- ※その他、目的達成のための活動等です。

会は月一回の定例会を開き、活動報告やボランティア要請に対する参加人員の調整を行っています。

他に施設の見学や車椅子体験等も行います。また、会員同士の親睦を図るための行事として布草履作りや、しめ縄作り、箆作り、絵手紙作り等を行っています。これらは、デイサービスで利用者と一緒に制作するのに役立てています。

老人ホームでは花の水やりや花作り、屋内散歩、食事とおやつ配り、針仕事を行っています。またバザーや施設のおやつ作り、オカリナの演奏、カラオケ、あるいはクリスマス会、お祭り等の手伝いが主な仕事です。時には利用者の話し相手にもなっています。

会員の最高年齢は77歳、とても元気な男性です。会員は次のような思いをもってボランティアに励んでいます。

- ※ボランティアは私にとって生きがいです。
- ※健康と自己研鑽の場です。
- ※楽しかったから、仲間がいたから、25年続けることができました。
- ※初めは一人で、だんだん仲間が増えて、あの人もこの人も、今では私の大切な財産です。
- ※ひまわりのようにいつも笑顔で楽しく明るくお手伝いしています。

※いろんな人とふれあいが出来て楽しいです。

家族の高齢化と高齢者のいる家庭の小規模化が進み、高齢者の生活障害は家族援助の手薄さによってますます深刻化しています。そのぶん私達ボランティアがお手伝い出来るようがんばりたいと思います。

今年で創立25年を迎え、会員も年々高齢化していますが、80歳代の人達が元気で過ごされているのにはとても勇気づけられます。2004（平成16）年には「厚生労働大臣」、2005（平成17）年には八尾市長からも表彰状が授与されました。

これからも会員一同、健康で明るくをモットーに、感謝の心をもって活動に励みたいと思います。

**摂津市人権協会
第三中学校区推進委員会**

私たちは、市内5校ある中学校のうち第三中学校区内で「にんげん尊重のまちづくり」を目指して、人と人のふれあいを大切にする活動を展開しています。

なかでも、昨年11月「大阪府草の根人権活動奨励賞」をいただいた活動は、1998年当時、市の玄関口であるJR千里丘駅前広場が自転車やバイクの駐輪場状態にあり、人ひとりが通るのに支障があるほどひどい状況でした。もちろん市からの強制撤去はあるものの、駐輪状況は改善されませんでした。ましてや公権力もない私たちに何ができるのか。

しかし、「視覚障害者や車椅子の方が駅を利用する場合、どうやって乗車されているのか」という疑問から、校区内の視覚障害者の方などに尋ねたところ、「利用していない」とのこと。せっかく市がエレベーター・エスカレーターの設置など利用しやすい駅として周辺整備をおこなったのに、障害者の方が利用できない。「どうしたらいいのか」はじめは手探り状態でしたが、駅へ誘導する点字ブロックの上及びその周辺部への「駐車・駐輪をしないよう呼びかける」とともに、通行人にはアイマスクを付けて点字ブロックの上を歩いてもらい、視覚障害者はどのような状態で歩いているのかを、身をもって体験してもらう「疑似視覚障害者体験」への勧誘を呼びかける活動に取り組みました。（※電気拡声器による呼びかけとティシュペーパーの啓発チラシの配布、※疑似体験への勧誘など）

活動で分かったことは、

- ①「点字ブロック」が何のためにあるのか知らない人が多い。（約半数）
- ②駐輪施設が足りない。

その後、市は「点字ブロック」が何のためにあるのかを明示したシールを広場や歩道に貼付し、常駐の清掃兼車両整理員を配置しました。さらに、駐輪場の増設や広場にラック式駐輪システムを導入（2時間まで無料だがそれ以上は有料）したことにより、かつての状況はなくなりました。

結果だけを見ると、市の力がなければ出来なかったことで、私たちは非力です。ただ、人の「こころ」良心に訴えかけてきたことによる多く人の力の結集と思っています。

今後も、「にんげん尊重のまちづくり」を目指し活動に取り組んでまいります。



人権相談の現場から

外国人に関する人権相談

相談 ベトナム難民2世の定住者が、婚姻届を出そうと行政機関に行った。行政機関からベトナム大使館や領事館発行の婚姻要件具備証明書を添付するよう言われたが、大使館も領事館も出せないという。添付する婚姻要件具備証明はどうしたらよいかという相談があった。



対応 難民は出身国がその出身であること認められないことがある。また、迫害を恐れて出身国に難民申請したことを知られないようにすることも多い。ベトナム難民は前者の一つで、ベトナム政府は彼らが不法出国して国籍を放棄したものとみなしている。外国人登録の上では、国籍

欄が「ベトナム」となっているが、正確には「無国籍」である。このため、ベトナム難民の婚姻要件具備証明書をベトナム大使館や領事館が発行しないものと考えられる。

これを救う方法としては、ベトナム難民2世であること、現在、未婚であることを記した申述書を作成し、居住地の行政機関による婚姻届提出記録のないことの証明書を添付して婚姻要件具備証明書に代えることとなる。

ベトナム難民は日本における難民の7割を占め、日本で生まれたベトナム難民2世、3世の子どもたちの多くは十分な保護のない「無国籍」のまま放置されているというのが現状である。

相談 在留資格を持つ外国人妻が、慢性疾患のために月2回病院に通院し、治療を受けている。その妻は日本語をほとんど話せない。そのため、主治医から、診察時に通訳者の同行を求められている。これまで子どもが学校を休んだり、夫が仕事を休んだりして通訳者として同行してきた。このままでは、家族の負担が大きすぎるので、何か活用できる制度はないかとの相談があった。



対応 法定通訳のような制度は、病院などの医療現場では確立されておらず、そのた

め通訳者を必要とする人が通院するときには、それぞれの外国人のつながりの中で日本語能力の高い人に依頼するなどしてきた。例えば、中国残留日本人の家族では、日本語が話せる中国残留日本人や子どもたちが通訳者となることが多く、そうした中で家族への過度の負担が問題となっている。

必要となる言語がさまざまであり、また個人に同行しての支援であるので、なかなか対応できないのが現状である。その中でも、国際交流協会や民間の団体が、それぞれ可能な言語について、通訳のための医療機関等への同行を行なっているところを紹介した。

相談窓口

・大阪府外国人相談コーナー

大阪市中央区大手前2 府庁本館1階総合府民相談室内
TEL 06-6941-2297

・(財)大阪国際交流センター

インフォメーション・プラザ・オオサカ
大阪市天王寺区上本町8-2-6
TEL 06-6773-6533

・大阪法務局 人権擁護局 外国人のための人権相談所

大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎3階
TEL 06-6942-9496

・大阪弁護士会 無料電話相談「外国人の人権」

大阪市北区西天満1-12-5
TEL 06-6364-6251

・大阪労働局 外国人労働者相談コーナー

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎二号館8階
TEL 06-6949-6490
FAX 06-6942-4793

・大阪外国人雇用サービスセンター

大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル15階
TEL 06-6344-1135
FAX 06-6344-1134

シリーズ

人権尊重スキルを磨く
「会議のファシリテーション講座」③



会議で育む「チームビルド」

ちよんせいこさん(人まちファシリテーション工房)

メンバーの力が活かされるチームビルド

チームビルドという言葉をご存知でしょうか。職場や自治会、ボランティアサークルなど、人が集まる場所には必ず目的があります。ファシリテーターは、この目的達成のために、構成員一人ひとりの個性や力を活かし、協力しあうプロセスを描いてゆきます。

共に知恵を絞りあい、計画を練り、実行するための組織を育む。

困難な課題を前にした時も、決してひとりではない。チームワークに支えられた仲間と一緒に行動することは、私達に大きな勇気を与えてくれます。もちろん無駄な動きも省かれて、目的達成にも近道で効率的。組織で動く時には、チームビルドが不可欠です。

その一例を紹介します。塩尻文男校長先生の熱いコールに誘われて、5月より東大阪市立金岡中学校1年生の人間関係トレーニングに関わっています。まず、私が最初に行ったのは、1年生の学年会議でした。中学校の現場は本当に忙しく、先生方が揃うのにも困難が伴いますが、節目、節目の会議を大切にしてきたことが、その後のチームビルドに貢献しているなあと感じます。

「つぶやきをひらう」会議

基本的な会議の進行方法は以下の通りです。

- ① まずは会議室にホワイトボードを持ち込みます。経験則では、ホワイトボードのない場での生産的な議論はかなり困難です。全員がホワイトボードを見ながら会議を進めてゆきます。
- ② ファシリテーターは「つぶやきをひらう」役割があります。一人ひとりの背中をポンと押すように意見を促し、好意的関心の態度で聴いて、ホワイトボードに書いて視覚化します。大きな声の発言だけでなく、ポソっとつぶやいた言葉も拾い上げて書く。こうすることで、意見を視覚化しながら蓄積します。
- ③ ポイントがあります。順番に参加者の意見を聴いてゆきますが、書く時には、ホワイトボードの真ん中から書き始め、あちこちに意見を書き散らかしてゆきます。意見がたくさん溜まってくると、みんなの意見がゴチャマゼで誰の意見がわからなくなります。こうして意見の帰属を外しながら、固定的な人間関係を超えて、ゴールに貢献する意見を選ぶ環境を整えます。

ここまでの作業を発散と言います。できるだけ無責任に、思うこと、感じていることを素直に出し合います。ファシリテーターは否定的な意見もまずは書いて受け止めましょう。なかなか人には言いにくい失敗体験や「ヒヤリ、ハット」の経験も、ゴールをめざす時には宝になります。好意的な関心の態度で受けとめられる「安心安全な環境」を作りながら、全員参加で情報の共有を進めます。

- ④ 発散の次は収束です。ホワイトボードに書かれた情報の中から、目的達成に必要な軸を立て、議論を構造化します。収束

軸は目的に応じてさまざまですが、時系列や優先順位、実現可能性、課題別など。情報を切り分けて、活用できるプログラムづくりを進めます。発散後に「めざすゴール」を出し合うだけでも、随分と収束の方向性が見えてきます。

まずは少人数の打合せで試してください。ホワイトボードの活用方法はたくさんありますが、まずはこれが基本だと思います。

チームワークを育む会議

金岡中学校の最初の会議では、まず、生徒集団の見立てを行いました。人間関係トレーニングをするにあたって、子ども達の状態はどうなのか。見立てを間違ると「処方」も間違っているので、まずは先生方一人ひとりが、日ごろの子ども達の様子を出し合い、ファシリテーターが書き散らかし、蓄積します。この時の発散は実に90分を費やしました。

しかし十分に意見を発散した後の収束は、とても早いものです。たくさんの文字の中から、みんなが一致できる「めざす子ども達の姿」として、「やわらかい集団づくり」が浮かびあがりました。誰が決めたのでもない。みんなで一一致した目標です。あとはこの目標に向かって何をすれば良いのか、具体的なプログラムを考えてゆきます。「金中文殊」と呼ばれる生徒の少人数グループの効果的な活用も目標の1つになりました。

11月には、人間関係トレーニングの公開授業を実施しました。前日の職員室では、打合せ会議が終わった後も、各クラスの担任、副担任がプログラムの細部を詰めています。学年代表の安藤浩先生は、「一方的に説明をするだけでなく、みんなが意見を出し合う会議をすることで、今まで以上に会議の内容が一人ひとりのものになっています。プラス、会議の後には、各クラスの実態や教師の個性を活かした工夫について、担任や副担任が相談しながら綿密な打合せを行っている。その様子は感動ものでした」と語っています。

公開授業が終わった後の職員室では、自然と先生方が集まって、学年会議さながらにふりかえり会が行われる。その先生方の雰囲気がとても「やわらかい」ことに、私自身も嬉しくなりました。いい形でチームビルドが進んでいます。

いい会議があれば、いいチームが作られる。結果、子ども達により良い教育プログラムが提供される。この循環が大切なんですよね。

参考文献:「人やまちが元気になるファシリテーター入門講座～17日で学ぶスキルとマインド」(著者:ちよんせいこ/発行:解放出版社)

■ ただいま、人権啓発ラッピングバス運行中!!

大阪府では、人権啓発活動の一環として、今年度から新たに「人権啓発ラッピングバス事業」を始めました。これは、路線バスの車体に人権啓発のキャッチコピー「育てよう 一人一人の人権意識」や人権イメージキャラクター「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」などをデザインしたラッピングバスの運行を通じて、人権啓発を行うものです。

9月12日には、ラッピングバスの運行に先立ち、出発式を府庁本館正面玄関で執り行いました。出発式では、「このバスが一人でも多くの府民の皆様から親しまれ、人権を大切にする社会づくりについて考えるきっかけになることを期待しています。」という山登副知事のあいさつの後、テープカットなどを行いました。また、当日は、城星学園幼稚園の園児のみなさんや「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」が応援に駆けつけてくれ、賑やかな出発式になりました。

この人権啓発ラッピングバスは、2008（平成20）年3月まで大阪市内東部を中心に、大阪駅・なんばなどの主要駅を運行しています。

<問合せ>大阪府政策企画部人権室
人権教育・啓発グループ
TEL. 06-6941-0351（内線2398）
FAX. 06-6944-6616



■ 人権の「まなび」を応援します 社団法人部落解放・人権研究所

● 人権教育・啓発アドバイザー（人権教育・啓発相談事業）

行政、学校、企業、市民グループなどのみなさんが、国内や世界の人権問題について、知りたい・まなびたいときにお役に立ちます。職場研修や市民啓発、人権学習会をしたいという方には、講師・企画・広報・手法・効果などに関して、情報やアイデアを提供します。費用は無料です。

人権の「まなび」をより豊かなものにして、おたがいの権利を尊重する職場や学校、地域づくりをすすめ、だれもが住みよい社会の実現をめざしましょう。

受付窓口

TEL. 06-6568-1308（専用） FAX. 06-6568-0714 E-mail: keihatsu@blhrii.org

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時30分（年末年始を除く）

● 図書資料室「りぶら」

蔵書8万部を誇る部落問題・人権問題関係の専門図書館です。各種データや教材がそろっています。蔵書はインターネットで検索でき、貸し出しをしています。ぜひご利用ください。

利用時間 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時（月末休室日及び年末年始を除く）

TEL. 06-6568-1425 FAX. 06-6563-2022

HP: <http://www.blhrii.org/ribura/ribura.htm>

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内 社団法人部落解放・人権研究所

お知らせ

「ヒューマンライツ・おおさかメッセージ」 第26回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式

- 日時** 2008年2月2日(土) 14:00~16:00(予定)
- 会場** ワッハ上方(大阪府立上方演芸資料館)ワッハホール
[大阪市中央区難波千日前12-7(YES・NAMBAビル)5階]
- 対象** どなたでもご参加いただけます
- 内容** オープニング・入選作品表彰式・入選作品の朗読とトークなど
- 主催** 大阪府・大阪府教育委員会・愛ネット大阪(人権啓発推進大阪協議会)・財団法人大阪府人権協会
- 後援** 大阪法務局・大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪公共図書館協会・大阪府PTA協議会・財団法人大阪国際児童文学館
- 問合せ** 財団法人大阪府人権協会人権啓発部
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985



2006年度の「ヒューマンライツおおさかメッセージ」のようす

食文化交流フェスティバル

- 日時** 2月16日(土) 第1部 12時~午後1時30分 第2部 午後2時30分~午後5時
- 内容** 第1部 料理講習会「からだにやさしいエスニック料理」 第2部 海外技術者研修協会(AOTS)関西研修センターの技術研修生のみなさんとの交流会
- 場所** 大阪市立浅香人権文化センター **定員** 第1部・第2部両方参加:20名(先着申込順)、第2部のみ参加:50名(先着申込順)
- 参加費** 第1部・第2部両方参加:1,500円、第2部のみ参加:700円
- 問合せ** 大阪市立浅香人権文化センター
TEL:06-6697-0971 FAX:06-6697-1964

大阪市

第3回人権教育セミナー「プライドのためにできること」

- 日時** 3月19日(水) 午後2時~午後4時 **内容** 講師:今中博之さん((社)素王会 理事長、アトリエインカーブ エグゼクティブディレクター)
- 場所** サンスクエア堺B棟ホール **定員** 400名(3月3日から受付先着申込順) **入場料** 無料
- 問合せ** 堺市市民人権局人権部指導課
TEL:072-228-7159 FAX:072-228-8070

第12回さかい男女共同参画週間

- オープニング記念講演** **日時** 1月19日(土) 午後2時~午後4時 **内容** 記念講演「はつらつ生きて生きて輝いて」
講師: 遥洋子さん **場所** サンスクエア堺B棟ホール **定員** 400名(先着申込順) **入場料** 無料
- その他** 手話通訳、託児あり(1月11日(金)までに要予約)
- ワークショップ1**
日時 1月20日(日) 午前10時~12時 **内容** 「ジェンダーから学んでいるもの~自尊感情を守れていますか?~」 助言者: 北野真由美さん(NPO法人えんばわめんと堺) **定員** 40名(先着申込順)
- ワークショップ2**
日時 1月20日(日) 午後2時~午後4時 **内容** 「家庭でいきいき、コーチング!!」 助言者: 山本美保さん(コーチ・心理カウンセラー) **定員** 40名(先着申込順)
- ワークショップ3**
日時 1月26日(土) 午後2時~午後4時 **内容** 「あなた

堺市

- は大丈夫?家庭に潜むトラブル! 助言者: 堺市立消費生活センター職員 **定員** 30名 **場所** (上記3事業とも) サンスクエア堺A棟2F研修室2 **その他** (上記3事業とも) 託児あり(1月11日(金)までに要予約)
- 問合せ** 堺市市民人権局男女共同参画推進課
TEL:072-228-7408 FAX:072-228-8070

堺市

ヒューマンライツシネマ

- 日時** 3月1日(土) 午前11時~午後2時~
- 内容** 映画「東京タワー」の上映 **場所** 池田市民文化会館小ホール **問合せ** 池田市子育て・人権部人権推進課
TEL:072-754-6232 FAX:072-752-9785

池田市

イコラームフェスタ

- 日時** 3月1日(土)~2日(日) **内容** 講演会、市民グループによるワークショップや展示など **場所** 東大阪市立男女共同参画センター・イコラーム **定員** 244名 **入場料** 無料
- 問合せ** 東大阪市立男女共同参画センター・イコラーム
TEL:072-960-9201 FAX:072-960-9207

東大阪市

第9回泉佐野市人権研究集会

- 日時** 3月2日(日) 午後1時~午後4時40分 **内容** 全体会(福井達雨さん、止揚シスターズさんによる講演と歌)及び6分科会 **場所** 泉の森ホール他 **入場料** 無料
- その他** 一時保育あり(事前申込が必要)、手話通訳あり
- 問合せ** 泉佐野市人権推進部人権推進課
TEL:072-463-1212 FAX:072-464-9314

泉佐野市

2007人権交流の集い

- ~仁(おもいやり)と出合いの縁をあなたに届けたい~
- 日時** 3月2日(日) 午後2時~午後4時 **内容** 大和太鼓夢幻の公演とメッセージ 出演: 夢幻メンバー他 **場所** 熊取町町民会館ホール **定員** 300名 **入場料** 無料
- その他** 手話通訳あり、一時保育あり(事前申込が必要)
- 問合せ** 熊取町政策推進部人権推進課
TEL:072-452-1001 FAX:072-452-7103

熊取町

第19回

大阪市西区

川口居留地跡碑～近代大阪の国際交流のはじまり～



大阪市立本田小学校の角に、「川口居留地跡」の碑が立っている(川口1丁目)。居留地とは、外国人向けの居住地のことで、ここ川口が大阪の外国人居留地であった。

江戸時代の『摂津名所図会』に、「当津は晴天には朝に東風ありて出帆に便よく、暮には西風に変ずる故に入船に便よし。ここをもって日本一の大港とす」とあり、優れた船着場であった。そのため、幕府の官用地として船番所や船蔵があり、船奉行のなどの屋敷もあったという。

鎖国をしていた江戸時代、安政五カ国条約によって、大阪の開港が予定されていたが、ようやく1868(明治元)年に、東京・神戸・新潟とともに大阪が開港されることになる。

これに伴ない、この川口に外国人居留地が造成され販売されて、外国人が住むようになった。しだいに街路樹やガス灯、洋館が並び、洋食店やカフェなどもできて、嗜好品がでまわるなど、異国情緒豊かな大阪の文明開化、近代化の象徴の街になった。そのそばに外国人雑居地が認められ、多くの

中国人が住んだため、中国料理店や理髪店ができて、中国人の文化の街にもなったという。

また、木津川をはさんだ対岸には、1874(明治7)年に大阪府庁が建てられたが、西洋建築の庁舎で、大阪の新名所にもなった。1926(大正15)年に庁舎が東区(現中央区)に移るまで、大阪府政の中心でもあった。

しかし、川口は河口港であり、水深が浅くて、大型船が入れなかった。そのため、貿易商はしだいに神戸港に移っていった。その後キリスト教の宣教師が移り住み、教会堂を建てて布教したり、学校や病院を創設したりした。それは現在の私立学校や病院として大阪に広がっている。

安治川ぞいの川口運上所は大阪税関になり、今は富島出張所になっている。そこには「大阪開港の地」や「川口運上所跡」の碑があり、また、東京・横浜間に次ぐ大阪・神戸間の電信局が建てられたことによる「大阪電信発祥の地」碑がある(川口2丁目)。

近代からの大阪と外国とのつながり、国際交流のはじまりがここにあった。そこに「多文化共生のまち大阪」につながる出発点をみた気がする。1899(明治32)年に居留地は廃止され、その後の戦争で焼け野原になって街の面影は残っていない。わずかに赤レンガ造りの教会と、この「川口居留地跡」の碑が、それを伝えている。



声

寝屋川市 中学二年生(当時)

高堰有香

戦場のような毎日の暮らしの中で
誰かの心を傷つけてしまった人に
向かって
あなたはそっとつぶやきました
口は

誰かを傷つける言葉を
言うためにあるのではありません
人を幸せにする言葉
言うためにあるのです
そうして言葉が
人々をつないでいき

一つ一つの平和を造り出すのです
目は
悲しんでいる人や
苦しんでいる人を
見るためにあるのではありません
みんなが笑っている幸せな姿を
見るためにあるのです
だからと言って決して
目をそむけてもいけません
精一杯暖かい言葉をかけ
目はなさずに見つめてあげなさい
それは戦いではありません

工業で武器を作っている子供達に
向かって
あなたはやさしくささやきました
手は
人間を殺す道具を
作るためにあるのではありません
人が平和に暮らせるような道具を
作るためにあるのです
もし自分にはそんな技術が
とて無いと思っても
泣いている人に手をさし出せば
それはとても立派な道具にな
るのです
足は
自分から逃げるために

2006年度人権啓発詩読書感想文募集事業
(大阪府・大阪府教育委員会 愛ネット大阪 (財)大阪府人権協会)の入選作品より

あるのではありません
自分へと一歩一歩
進むためにあるのです
もしどこかで苦しんでいる人を見たら
手をつないで一緒に歩いて行きなさい
それは難しくはありません

生きる目的を見失った人
向かって
あなたはふと言いました
心は
誰かを操るために
あるのではありません
人と人を
結ぶためにあるのです
海は大きく空は広い
小さくて狭いのはあなたの心
目を閉じて：そこにはきつと
本当のあなたがいるはず
命は
簡単に誰かのために
つかつてはいけません
生きるためにあるのです
一人に一つしかない
大切な大切な命
どんなに大きな地球でも
私たちと同じ一つの心と命を
もっています
それは私たちと同じ一つの
存在だからです
今すぐできること
それは
泣いている人を見たら優しい
言葉をかけ
手をつないで共に進んで行き
心をつないでずっと
生き続けることです

2007(平成19)年12月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は39円です。

発行/大阪府政策企画部人権室

編集/財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp



「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。